

令和4年2月21日

令和4年2月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和4年2月21日(月) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	事務局長代理	松下	伸弘
主査		奥田			真貴子

6 農林課職員(2名)

推進係 山下主幹 井筒主査

7 議事録署名委員

4番	吉田	好	5番	大川	智恵子
----	----	---	----	----	-----

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の指定にかかる農業委員会の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）

報告第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明

9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和4年2月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は、7名であります。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号4番、吉田 好委員、並びに、議席番号5番、大川 智恵子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の指定にかかる農業委員会の決定について、1件を議題といたします。
それでは、内容につきまして事務局の説明を求めます。
事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。
議案第1号、市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の指定に係る農業委員会の決定、1件、3筆、3, 393㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、市民農園区域を指定するに当たり、審査依頼があったものでございます。

申請地の位置等については、別紙市民農園区域及び付近の状況を示す図面をご

確認ください。赤い斜線の入った箇所が申請地になります。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、市民農園整備促進法第4条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て市民農園として整備すべき区域を指定するものでございます。

市民農園区域指定の要件について説明いたします。

議案第1号参考資料、指定要件の概要をご確認願います。

指定の要件は3項目あり、それぞれ要件に合致している市の判断が記載されております。

まず①第1号では、一団の農地の存在及び市民農園としての利用の妥当性が要件とされていますが、休憩施設等の市民農園施設の整備を効率的に行いうる規模であり、用排水路の整備等、地形、地質等の自然的条件からみても農作物の栽培に問題はなく、また農地所有者の農地利用の現状や将来の見通し等の土地利用の意向を勘案し、市民農園として利用することが適当と判断しております。

次に②第2号では、周辺農地への支障を生ずるおそれがないことが要件とされていますが、当該区域の位置及び規模からみて、その周辺地域における農業の経営規模の拡大や作付地の集団化、農作業の共同化等の農用地の利用の増進に支障を及ぼすおそれはないと判断しています。

次に③第3号では、市民農園の利用者が相当程度見込まれる区域であることが要件とされていますが、当該地は市街化区域に近接し、府道大阪高槻京都線、鳥飼八丁富田線等の道路やバス路線の交通施設が整っており、都市住民等の利用に立地的にも恵まれ、また用水路が整っており、市民農園区域の規模に見合った利用者数が十分見込まれると判断しています。

以上、市民農園整備促進法第4条第1項の各要件を満たしていると考えます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

まずこの資料の配置図面ですが、赤の斜線が2つあるがどういうことですか。
それと駐車場の確保はしなくてよいのですか。

議 長

農林課、井筒君。

農林課

赤の斜線については、1件3筆ございまして、北側が斜線の土地が2筆、下の斜線が1筆の土地で、2か所併せて、1つの市民農園ということで計画されています。今回相談を受けている所有地の農地がこの2か所で、こちらでやりたいとのことなのです。

駐車場の関係ですが、市民農園整備促進法の中で駐車場を整備してくださいということは伝えてあります。

今回、区域の設定ですが、市街化調整区域ですので、まず区域の指定をしないということになっています。

この後、大阪府に協議して同意をもらって、区域指定の公告を行って区域を指定できるんですが、正式に市民農園開設の認可申請を所有者から受けまして、その中で駐車場とか市民農園開設の中で必要と思われる施設の整備について、図面をいただいて協議していくということになります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

実際は、駐車場のスペースを確保できる位置にあるのですか。

細長い南側は面積的に、かなり狭い。

駐車場確保とか物理的にできるような状態で設定されているのですか、手続的に最終的に申請するときに駐車場等をされるけど、実際問題として面積的に確保できますか。

下の方は面積的にそんなないように見えます。

それとトイレも設置されるのですか。

議 長

井筒君。

農林課

駐車場台数については北側農地約1,000㎡と約1,000㎡で計2,000㎡、南側の細長い農地約1,000㎡併せて約3,000㎡の農地です。

最寄りにバス停はございますが、駅から距離がありますので、区画数の2分の1の台数を確保していただきます。

面積的には、十分、基準に見合う台数が確保できる面積があると思います。

あとトイレにつきましても、それぞれに北側農園、南側農園にそれぞれにトイレ、仮設のトイレになるのかなと思いますが、1か所ずつ設置してもらうように予定しています。

議 長

市民農園整備促進法に基づく市民農園の開設ということでもありますので、調整区域でありますことから、まず区域指定ということで、本日申請が上ってきております。

この指定ができましたら、また後日、今度は本来の開設申請になります。

そのなかには駐車場、トイレ、良好な市民農園のための駐輪場、休憩施設とか、それが具備されなければ開設できないという状況になっております。

その際には駐車場区画数、トイレ、休憩施設とか詳細につきましては、説明があると思いますのでよろしく申し上げます。

議 長

ほかにご意見等がございませんか。

議 長

辻推進委員。

辻推進委員

グリーンで囲っている農地がありますね。

これは農業振興地域という指定のところ、青はここだけ特別に農業しますと申請されている土地なんです、できますか。昭和50年位から田んぼをしますという申請をされて、用水路を確保したという経過があるのですが、そこではそういう条件があっても一応オーケーなんですね。

議 長

農業施設ということで、農園ですので一部駐車場とかされますが、全部転用してということではございません。

また、農用地につきましても一筆ごとに指定が入っていますので、全体的に張られているということではありません。その点につきましては、開設ができると考えております。

辻推進委員

普通資材置場とかの転用あれば転用できないんだけど、市民農園だからオーケーなのですね。

議 長

市民農園は転用ではございませんので、一部駐車場とか市民農園整備促進法に基づいた施設は作らなければ、法的な市民農園整備促進法という中での開設はできないということです。

辻推進委員

普通の田んぼとは、扱いが違いますね。

議 長

市民農園ですので、不特定多数の人が入ってくることは当然ありますので、開設者が地域に迷惑をかけないようにしていただくということは当然あります。

議 長

ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

市民農園整備促進法第4条第1項の規定による市民農園区域の指定にかかる農業委員会の決定について、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第3号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明1件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、都市農政対策委員会を、3月9日、水曜日、午後1時30分から、本館

7階会議室で開催いたします。

次に、ふるさと農業再生委員会を、3月10日、木曜日、午後1時30分から、南館3階防災会議室で開催いたします。

来月の定例会でございますが、3月22日、火曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和4年2月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年2月21日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み
